

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年10月29日

新潟県監査委員 八木 浩 幸

新潟県監査委員 宮崎 悦 男

新潟県監査委員 池田 千賀子

新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年7月15日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が2件あり、 相手方に負傷させるなどして損害賠償をしたほ か、公用車の修理費として349,944円支出したも のがあった。 安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和3年7月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和3年7月20日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和3年7月30日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和3年7月20日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
地域整備部	令和3年7月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年7月6日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
健康福祉環境部	令和3年7月6日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
妙高砂防事務所	令和3年6月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林水産振興部	令和3年7月12日から 令和3年7月13日まで	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 設計図書（設計書、図面、仕様書等）に関する 事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
地域整備部	令和3年7月12日から 令和3年7月13日まで	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 港湾施設の原状回復に係る原因者の負担金につ いて、決算日現在、過年度調定分1件2,408,400 円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 業務管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項